

2024 年度 特別の課程(履修証明プログラム)

信州デジタル×ことづくりリカレント学習プログラム

ーGX ベーシックコースー

募集要項



2024 年度 特別の課程(履修証明プログラム)
信州デジタル×ことづくりリカレント学習プログラム
－GX ベーシックコース－

1. 趣旨・目的

本コースは、企業や組織等において、環境・エネルギー問題やサステナビリティ活動の推進企画・実行を担い、既存事業の変革・新規事業の戦略立案など意識改革を先導するイノベーション人材を育成するコースです。

脱炭素化やカーボンニュートラル、資源大量消費など地球規模の問題をグローバルな視点から捉え、持続可能な地球環境・地域社会実現に向けた経済社会システム全体の変革への取り組み、すなわち GX（Green Transformation）ビジョンを構築するための知識の習得を目指します。

本コースは、信州（長野県）の自然資本を学びの素材としたカリキュラム構成としています。信州の地勢・地域資源を地財として地域の経済を支える産業界において、都市・まちづくり、防災・減災、エネルギー、観光、農業、ものづくり産業の各分野から、地域社会が抱える課題解決を多角的かつ本質的に捉え、企業、産業界全体で GX 推進を図っていくための知識習得を目標としています。

2. プログラム概要

(1) 履修証明プログラム

履修証明プログラムは、学校教育法の規定に基づき、社会人等を対象とした一連の学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して学校教育法に基づく履修証明書を交付する制度です。

本コースは、GX 推進に必要な知識・実務能力等の習得を目指して、「信州大学における特別の課程の編成に関する規程」に基づいて編成された 65 時間の体系的な教育プログラム（「特別の課程」）です。

(2) カリキュラムについて

① オンデマンド講座(e-learning) 基礎科目及び分野別基礎・応用科目（計 50 時間）

2024 年 12 月 9 日(月)～2025 年 6 月 30 日(月)

※履修期間外での受講はできませんので、余裕をもって受講してください。

※オンデマンド科目の中に「炭素会計アドバイザー資格講習」があります。こちらを受講すると、「炭素会計アドバイザー資格 3 級」の受験資格を得ることができます。

本講習に限り、別途各自 Web サイトより申込を行っていただきます。受講期間が別に定められていますのでご注意ください。詳細は受講者へご案内します。

② 実地実習・フィールドワーク（5 時間）

於：サントリー天然水北アルプス信濃の森工場(大町市)、大町市内

2025 年 5 月 17 日（土曜日・午後）

③ ディスカッション（計 10 時間） 於：信州大学 松本キャンパス

2025 年 5 月 31 日、6 月 14 日、6 月 28 日の 3 回実施（いずれも土曜日・午後）

(3) 修了要件

①②の履修状況により、総合的に評価します。

- ① 履修期間内に、定められた基礎科目及び分野別基礎・応用科目(計 50 時間)、
実地実習・フィールドワーク及びディスカッション（計 15 時間）
総計 65 時間を履修すること。
- ② 課題を定められた期限までに提出すること。

【オンデマンド講座】（科目については別紙資料 1 参照）

各科目から 1 つ選択し、計 9 つの課題を提出。なお、炭素会計アドバイザー資格講習受講については、確認テストを受けること。

【実地実習・フィールドワーク、ディスカッション】

参加状況と最終発表の成果物による。

受講期間内に修了要件を満たした修了者には、信州大学長名の履修証明書を交付します。

3. 募集について

(1) 履修期間

2024 年 12 月 9 日(月)～2025 年 6 月 30 日(月)

(2) 対象(①～⑦のいずれかに該当する方)

- ① 一般企業・金融機関等のサステナビリティ推進、ESG 担当の方
- ② 脱炭素経営、サステナビリティ経営を経営戦略に掲げる企業の経営者の方・担当の方
- ③ 経営コンサルタント、会計士・税理士など士業の方、自治体、各種団体等の脱炭素・SDGs 担当の方
- ④ GX に関連する職業においてビジネスデザイン、アドバイス、コンサルティングや分析、IT ソリューションを提供する方
- ⑤ 温暖化対策、環境負荷低減等に貢献する技術・商品化、広報等の担当の方

- ⑥ カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー等の分野に興味があり、環境価値の利用・創出による経済社会革新（GX）ビジョンを構築したい方
- ⑦ 大学卒業又は信州大学大学院学則第 18 条に掲げる方(別紙資料 2 参照)

(3) 定員

25 名

(4) 受講料

50,000 円(消費税込み)

一度納入されました受講料の返金はいたしかねます。プログラムを途中で辞退された場合でも同様です。

※ 炭素会計アドバイザー資格講習は、上記とは別に講習費用 5,800 円（税込み）がかかります。

4. 出願手続き

(1) 出願期間

2024 年 11 月 25 日(月)～2025 年 2 月 28 日(金)

(定員に達し次第、締め切らせていただきます)

(2) 出願書類

出願書類は、信州大学 教育・学生支援機構 [リカレント学習プログラム推進本部 WEB サイト \(URL:https://www.shinshu-u.ac.jp/education/recurrent/\)](https://www.shinshu-u.ac.jp/education/recurrent/) よりダウンロードし、必要事項を記載の上、提出してください。

- ・ 様式 1 受講志願票
- ・ 様式 2 履歴書
- ・ 様式 3 受講希望理由書
- ・ 様式 4 受講承諾書(※受講にあたり、会社の承諾が必要な方のみ提出)
- ・ 様式 5 受講資格審査申請書

大学を卒業した方以外の方は、受講資格審査申請書を提出の上、受講資格審査を受け、受講資格を認められた場合に限り受講することができます。現在までの学習歴、活動歴、実務経験等(以下「学習歴等」)について、自由形式で具体的に記述したものを提出してください。なお、学習歴については次の①～④までのような事項が考えられます。

①短期大学、高等専門学校等における学習歴

②研究機関、教育機関、企業等における実務経験等

③海外における国際的団体等での活躍経験及びそれを通じて一定の語学力を有している等

④上記の他、本プログラムに関連した実務経験等

(3) 出願書類提出方法

① 出願書類提出フォームの場合

信州大学 教育・学生支援機構リカレント学習プログラム推進本部 WEB サイトの [出願書類提出フォーム](#)より提出してください。

② 郵送の場合

封筒に「信州デジタル×ことづくりリカレント学習プログラム」と朱書きし、履歴の残る(追跡ができる)「簡易書留」「レターパック」等で提出してください。

〒390-8621 長野県松本旭3丁目1番1号

国立大学法人 信州大学 教育・学生支援機構リカレント学習プログラム推進本部

TEL：0263-37-2428

※出願にあたっての留意事項

- ・虚偽の記載があった場合は、受講許可を取り消すことがあります。
- ・受理した出願書類は、選考に関わる目的以外には使用いたしません。
- ・出願書類の返却はいたしません。

5. 選考について

(1) 選考方法

履修者の選考は、提出された書類をもとに行います。これまでの自分のキャリア、本プログラムを通して学びたいこと、およびプログラム修了後にどのように活かせるかなどが分かるよう記載してください。

(2) 合格発表

出願書類受理後 1 ヶ月を目途に、志願者本人に選考結果を電子メールにてお知らせいたします。合否についての電話による問い合わせには応じられません。

6. 受講手続き

合格者には、電子メールにて請求書をお送りします。指定の期日までに納付してください。納付がない場合は、受講許可を取り消すことがあります。納付確認後、電子メールにてアカウント通知書、ログインマニュアル、受講開始日を通知します。

7. その他

(1) 注意事項

- ・ 本学が提供する情報、画像、音声等を、権利者の許可なく複製、転載、転用、販売などの二次利用することを固く禁じます。
- ・ プログラムの履修に伴い発行される ID、パスワード等を適切に管理し、第三者に見られないよう十分に注意してください。

(2) パソコンについて

- ・ オンデマンド講座視聴に必要なパソコンの貸し出しは行っておりませんので、各自で準備をお願いします。
- ・ 学習には以下の環境でのご利用を推奨いたします。

《オンデマンド講座視聴推奨環境》

	Windows	Mac
OS	Windows (10以降)	Mac OS (最新版から2バージョン前まで)
ブラウザ	Google Chrome 最新版 Microsoft Edge 最新版	Safari 最新版 Google Chrome 最新版

8. 問い合わせ先

国立大学法人 信州大学 教育・学生支援機構リカレント学習プログラム推進本部

〒390-8621 長野県松本市旭3丁目1番1号

TEL：0263-37-2428

e-mail：s_reskilling@shinshu-u.ac.jp

資料 1

2024 年度 特別の課程(履修証明プログラム)

信州デジタル×ことづくりリカレント学習プログラム

－ GX ベーシックコース － カリキュラム概要

科目			講義タイトル	課題	
基礎科目	ガイダンス・基礎編		GXの社会的背景	4つの講義から 1つ選択し提出	
			第六次環境基本計画の概要		
			長野県における気候変動とその影響		
			気候変動と分散型社会		
	基礎理論 ・概論	科目1	脱炭素・カーボンニュートラル 社会の実現	環境サステナビリティとプラネタリー・バウンダリー	4つの講義から 1つ選択し提出
				気候変動とカーボンニュートラル	
				気候変動課題への取り組み－緩和と適応	
				生態系サービスとネイチャーポジティブ	
				サーキュラーエコノミー（循環経済）とは	
		科目2	サステナビリティ経営/ESG金融	サステナビリティ経営概論	5つの講義から 1つ選択し提出
				サステナビリティに関する市場機会とインセンティブ	
				サステナビリティ経営とコレクティブ・イノベーション	
				ESG金融と資金調達	
				サステナビリティ評価と情報開示	
		科目3	評価手法/サプライチェーン ・バリューチェーン	ライフサイクルアセスメント（LCA） － サプライチェーンにおけるサステナビリティ	2つの講義から 1つ選択し提出
				サプライチェーン・マネジメントとバリューチェーン分析	
				炭素会計アドバイザー資格講習（オンライン講習受講）	確認テスト
分野別 基礎・応用	分野別科目1	まちづくり	コンパクトシティ	3つの講義から 1つ選択し提出	
			エコロジカル・ランドスケープ		
			気候変動対応に資するグリーンインフラ		
	分野別科目2	防災・減災 社会インフラ×エネルギー	防災・減災対策とグリーンインフラ	2つの講義から 1つ選択し提出	
			カーボンニュートラル達成に向けた省エネ建築とエネルギー利用		
	分野別科目3	観光産業 レジャー関連産業	これからの社会と持続可能な観光	3つの講義から 1つ選択し提出	
			地域の実例から学ぶ － 松本市乗鞍高原におけるサステナブルツーリズム－		
			地域スポーツビジネス×地域課題×カーボンニュートラル		
	分野別科目4	農業	GXと持続可能な農業	3つの講義から 1つ選択し提出	
			農業の現状と課題		
			スマート農業で導入されている要素技術と活用		
	分野別科目5	製造業・ものづくり産業	イノベーションとビジネス・システム	2つの講義から 1つ選択し提出	
			ものづくり産業の循環経済		
実地実習・フィールド ワーク ディスカッション	フィールドワーク	フィールドワーク サントリー天然水 北アルプス信濃の森工場 「環境配慮型工場の取り組み」 大町市「水を介したまちづくり」	実習への参加 最終成果物の提出		
		ディスカッション①		個人ワーク・ディスカッション	
		ディスカッション②		個人ワーク・ディスカッション	
		ディスカッション③		プレゼンテーション、フィードバック	

資料2 信州大学大学院学則第 18 条

(入学資格)

第 18 条 修士課程及び専門職学位課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5)の 2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- (10) 大学に 3 年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの